宿毛市子どものスポーツ環境整備推進事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、宿毛市補助金交付規則（昭和 48 年宿毛市規則第９号。以下「規則」という。）第 19 条の規定に基づき、宿毛市子どものスポーツ環境整備推進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　宿毛市内で継続的に活動するスポーツ団体　宿毛市に在住又は勤務する成人を代表者として、宿毛市在住の子ども３名以上含む構成員５名以上の団体で、申請より１年以上前から継続して宿毛市内で活動をしているスポーツ団体をいう。

(2)　スポーツ　心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動をいい、ｅスポーツは含まない。

(3)　宿毛市内で中学校部活動の地域移行への取り組みを行う団体　宿毛市教育委員会に地域クラブとして認定された団体または認定に向けて具体的に活動を始めているスポーツ団体をいう。

(4)　指導者資格　公益財団法人日本スポーツ協会及び加盟団体等が公認スポーツ指導者制度に基づき認定するスポーツリーダーや競技別指導者資格及び審判資格をいい、フィットネス資格、メディカル・コンディショニング資格、マネジメント資格及び体力テスト員は含まない。

（補助目的及び補助対象事業）

第３条　子どものスポーツ環境づくりを行うことを目的に実施する、次に掲げる事業（以下「補助事業」という。）に必要な経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。

(1)　中学校部活動の地域移行にかかる取り組みへの補助事業　宿毛市内で中学校部活動の地域移行への取り組みを行う団体の立ち上げに際して必要な環境の整備にかかる費用の一部または全部の補助を行う事業。ただし団体設立年度または次年度を通して１度のみ申請できるものとする。

(2)　スポーツ指導者資格講習会受講料補助事業　宿毛市内で継続的に活動するスポーツ団体において、宿毛市内の小中学生に対して指導を

行う際に必要な指導者資格の取得更新にかかる費用の一部または全部の補助を行う事業

２　前項の補助限度額は以下のとおりとする。

(1)　１団体あたり１０万円

(2)　１団体あたり５万円

（補助対象経費、補助率及び補助限度額）

第４条　補助事業の補助対象者、補助対象経費、補助率及び補助限度額については、別表第１に定めるとおりとする。

（補助金の交付申請）

第５条　規則第３条第１項に規定する申請書及び関係書類は、次に掲げるとおりとし、教育長に提出するものとする。

(1)　補助金交付申請書（第１号様式）

(2)　事業計画書（第２号様式）

(3)　収支予算書（第３号様式）

（交付決定）

第６条　教育長は、前条の申請が適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが別表第２に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

（補助金の交付の決定の取消し）

第７条　教育長は、補助事業者が別表第２に掲げるいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（補助の条件）

第８条　補助事業者は、補助金の交付目的を達成するため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1)　補助金の交付決定を受けた補助事業について、次のいずれかの重要な変更を行おうとするときは、あらかじめ第４号様式及び第５号様式による事業変更承認申請書及び変更予算書を提出し、教育長の承認を受けること。

ア　補助金の交付決定額の増額

イ　補助金の交付決定額全体の 20 パーセントを超える減額

ウ　補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、当該事業の目的に及ぼす影響が軽微である場合を除く。

(2)　補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、第６号様式による事業中止（廃止）承認申請書を教育長に提出してその承認を受ける

こと。

(3)　補助事業の収入及び支出を明らかにする帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して５年間保管すること。

(4)　補助事業の執行に際しては、市が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。

(5)　補助事業の実施に当たっては、別表第２に掲げるいずれかに該当すると認められるものを間接補助事業者及び契約の相手方としないこと等の暴力団等の排除に係る市の取扱いに準じて行わなければならないこと。

(6)　補助事業者は、間接補助金の交付に当たっては、間接補助事業者に対して前２号に掲げる条件を付さなければならないこと。

(7)　補助事業により取得した財産は、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に沿ってその効率的な運用を図らなければならないこと。

(8)　補助事業により取得した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定められている耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に教育長の承認を受けなければならないこと。

(9)　前号の規定により教育長の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を市に納付しなければならないこと。

（状況報告）

第９条　教育長は、必要があると認めたときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行の状況について報告を求め、又は必要な調査を行うものとする。

（実績報告）

第 10 条　規則第 12 条第１項の規定による補助事業実績報告書は、第７号様式によるものとし、補助事業の完了の日若しくは中止若しくは廃止の承認を受けた日から起算して 30 日を経過した日又は３月 31 日のいずれか早い日までに教育長に提出しなければならない。

２　実績報告書には、次の書類を添えなければならない。

(1)　実績報告書（第２号様式）

(2)　収支決算書（第８号様式）

（情報の開示）

第 11 条　補助事業又は補助事業者に関して、宿毛市情報公開条例(平成 13 年宿毛市条例第 26 号)に基づく開示請求があった場合は、同条例第６条に規定する公開情報以外の項目は、原則として開示するものとする。

附　則

１　この告示は、令和６年７月１日から施行する。

２　この告示は、令和９年３月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第８条第３号、第８号及び第９号並びに第 11 条の規定は同日以降もなおその効力を有する。

附　則

この告示は、令和７年４月１日から施行する。

別表第１（第４条関係）

<table>
<tr><th>区分</th><th colspan="2">補助対象経費</th><th>補助率</th><th>補助
限度額</th></tr>
<tr><td rowspan="5">(1)
中学校部活動の地域移行にかかる取り組みへの補助事業</td><td>報償費</td><td>外部の個人に依頼する事業実施の労務、会議出席、実技指導、単純労働その他の労務費（通訳等）
※過剰な旅費、人件費等、費目に著しい偏りがある場合は補助対象外となる場合があるため、留意すること。</td><td rowspan="5">10分の10以内</td><td rowspan="5">10万円</td></tr>
<tr><td>旅費</td><td>宿泊費、電車・飛行機等の運賃等
※航空機を使用する場合は、証拠書類として領収書及び搭乗半券が必要となるため、整理保存すること。
※講師旅費を想定し、補助事業者側の会議及び大会参加にかかる旅費は補助対象外とする。</td></tr>
<tr><td>需用費</td><td>各種事務用品、書籍類その他事業の実施に直接必要とする消耗品
※備品（１個あたり 10 万円以上）の購入は対象外とする。
会議を開催する場合のお茶代・弁当代等
※弁当代は、日程の都合上必要となる食事であって、かつ、午前午後を通した３時間以上の場合のみ対象とする。なお、社会通念上常識的な範囲内とし、宴会等の誤解を受けやすい形態のもの、酒類、茶菓子等は補助対象外とする。
案内用のチラシ・パンフレット、事業終了後の報告書等の印刷製本に係る経費</td></tr>
<tr><td>役務費</td><td>はがき・切手代、郵送料、宅配便等の料金、物品等梱包発送による運搬料等
※切手を購入する場合は、必要最小限の枚数とし受払簿等で適切に管理すること。なお、電話代及び通信料（インターネットを含む。）は補助対象外とする。
広告等掲載料
※費用対効果を考慮し、過大な計上は補助対象外とする。
会場設営、アンケート調査等に係るデータ集計・入力等の役務の請負に係る経費
各経費の支出に係る銀行振込手数料</td></tr>
<tr><td>使用料及び賃借料</td><td>会場借料、機械・物品・用具・器具・設備等の借料及びリース料
※見積書・請求書等には使用期間（時間）、数量等を記載のこと。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">(2)
スポーツ指導者資格講習会受講料補助事業</td><td>需用費</td><td>指導者資格の取得更新にかかる講習会参加に必要なテキスト代</td><td rowspan="3">10分の10以内</td><td rowspan="3">5万円</td></tr>
<tr><td>役務費</td><td>はがき・切手代、郵送料、宅配便等の料金、物品等梱包発送による運搬料等
※切手を購入する場合は、必要最小限の枚数とし受払簿等で適切に管理すること。なお、電話代及び通信料（インターネットを含む。）は補助対象外とする。
各経費の支出に係る銀行振込手数料</td></tr>
<tr><td>負担金補助及び交付金</td><td>指導者資格の取得更新にかかる講習会受講料　※テキスト代は除く。</td></tr>
</table>

別表第２（第６条、第８条関係）

1　暴力団（宿毛市暴力団排除条例（平成23年宿毛市条例第３号。以下「暴排条例」という。）第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第２条第３号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。 2　暴排条例第11条の規定に違反した事実があるとき。 3　その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有するものであるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役員又はこれらに準ずるものと同等以上の支配力を有するものと認められるものを含み、法人以外の団体にあたっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有するものをいう。以下同じ。）が暴力団員であるとき。 4　暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。 5　暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。 6　暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。 7　いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は関与したとき。 8　業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められるものであることを知りながら、これを利用したとき。 9　その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。 10　その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。